

平成27年度の年金額改定について

国から支給される年金等は、物価や賃金などの変動にあわせて、毎年度改定されます。

平成26年の対前年消費者物価指数は+2.7%となり、対前年度名目手取り賃金変動率^{※1}は+2.3%となりました。この結果、「物価変動率、名目手取り賃金変動率がともにプラスで、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る」という状態になります。この場合、新規裁定・既裁定ともに「名目手取り賃金変動率(+2.3%)」で改定されることとなります。

しかし平成27年度は、特例水準の解消による引下げ(-0.5%)、マクロ経済スライドによる調整(-0.9%)が行われるため、原則+0.9%^{※2}で改定されます。

※1 名目手取り賃金変動率=物価変動率×実質賃金変動率×可処分所得割合変化率
(2.3%) (2.7%) (▲0.2%) (▲0.2%)

※2 厚生年金(報酬比例部分)については、被保険者期間が直近の期間のみの方など、すべての方が+0.9%となるわけではありません。

平成27年度の新規裁定者(67歳以下の方)の年金額の例

	平成26年度(月額) ^{※3}	平成27年度(月額) ^{※4}
国民年金 (老齢基礎年金(満額)1人分)	64,400円	65,008円 (対前年度比+608円)
厚生年金 ^{※5} (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む 標準的な年金額)	219,066円	221,507円 (対前年度比+2,441円)

※3 平成26年度の基礎年金は特例水準の額で、本来水準よりも0.5%高い水準となっています。

※4 平成27年度の額は、特例水準が解消した後の本来水準の年金額となっており、平成26年度の特例水準の年金額からの改定率は、基礎年金においては0.9%となっています。厚生年金(報酬比例部分)については、平成27年度の新規裁定者(67歳以下の方)においては平成26年度時点で特例水準の残余がないことから、改定率は1.4%となっています。なお、実際に引上げになる額については、端数処理などの影響により、平成26年度の年金額の0.9%(報酬比例部分については1.4%)に相当する額と完全に一致するものではありません。

※5 厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)42.8万円)で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準で、本来水準の計算式によって算出しています。

実施時期の変更予定について

消費税率10%への引上げ時期の見直しが検討されていることに伴い、平成27年10月実施事項として掲載していた以下の①、②についても、実施時期の見直しが予定されています。実施時期については、国会における審議を経て正式に決定されます。

- ① 年金機能強化法(老齢基礎年金の受給資格期間が25年から10年に短縮)(11頁)
- ② 年金生活者支援給付金法(13頁)